

蕨市スポーツ協会加盟団体規程

（目 的）

第1条 この規程は、蕨市スポーツ協会規約第5条第2項に基づき、必要な事項を定める。

（加盟要件）

第2条 蕨市スポーツ協会の加盟団体は、次の要件を満たさなければならない。

- （1）スポーツ活動を通じ、スポーツの健全なる普及・発展を図り、技術の向上に寄与する団体であること
- （2）会員は原則として、市内に在住・在勤・在学者とし、会員数50人以上であること
- （3）営利を目的としないこと

（加 盟）

第3条 蕨市スポーツ協会に加盟しようとする団体は、次の書類を会長に提出しなければならない。

- （1）加盟申込書
- （2）規 約
- （3）役員名簿
- （4）当該年度の事業計画書及び予算書
- （5）既往の事業報告書及び決算書

（事業計画等の届出）

第4条 蕨市スポーツ協会の加盟団体は、次の書類を会長に届け出なければならない。

- （1）次年度の事業計画及び予算書
- （2）役員名簿

（事業報告等の届出）

第5条 蕨市スポーツ協会の加盟団体は、事業報告書及び決算書を作成し、会計年度終了後2月以内に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成24年 5月 9日から施行する。